



平成 18 年 11 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ド ワ ン ゴ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 宏
(コード番号：3715東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 室 長 松 本 康 一 郎
(TEL. 03-3664-5477)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 12 月 21 日開催予定の第 10 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ① インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様へ提供したものとみなす対応ができるよう、規定を新設するものであります（変更案第14条）。
- ② 経営の安定性を確保するため、取締役の解任につきましては、より慎重な判断を頂くべく、特別決議によるものとする事ができるよう規定を新設するものであります（変更案第 20 条）。
- ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります（変更案第 26 条）。
- ④ 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任を法令で定める範囲内で免除することができる旨の規定を新設するものであります（変更案第30条、第39条）。

なお、第 30 条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- ⑤ その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め。
- ・当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 12 月 21 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 12 月 21 日

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、528,000株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定め</u>により、取締役会の決議を<u>もって</u>自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、端株の買取り、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告<u>方法</u>は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、528,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定</u>により、取締役会の決議によって、<u>市場取引等により、自己の株式を取得</u>することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、株券の交付、端株の買取り、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録その他株式に関する手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項並びに本定款に別段の定めあるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、もしくは同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使できる株主、登録質権者又は端株主とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(招集時期)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集時期)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</p>
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の他、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を<u>証する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名、記名押印又は電子署名し、その原本を本店に10年間備え置き、その謄本を5年間支店に備え置くものとする。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 <u>当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の他、出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を<u>証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の解任)</p> <p>第20条 <u>取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする</p> <p>2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 取締役会の決議により、当会社を代表する取締役社長1名を<u>選任</u>する。</p> <p>2 取締役会の決議により、必要に応じ取締役会長1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>3 取締役会の決議により、必要に応じ取締役社長のほか、前項の役付取締役の中から当会社を代表する取締役を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(業務執行)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第21条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができるものとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>その決議によつて</u>、当会社を代表する取締役社長1名を<u>選定</u>する。</p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によつて</u>、必要に応じ取締役会長1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>3 取締役会は、<u>その決議によつて</u>、必要に応じ取締役社長のほか、前項の役付取締役の中から当会社を代表する取締役を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(業務執行)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができるものとする。</p> <p><u>2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、 その出席取締役の過半数をもって決する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第24条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第25条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第26条</u> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の<u>決議によって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役はその<u>互選により常勤監査役を1名以上置かなければならない。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 監査役会の議事録は議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。</p> <p>(補欠監査役)</p> <p>第33条 <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。補欠監査役は、監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に監査役に就任する。</u></p> <p>2 <u>前項の選任については、第27条に定める規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>第1項の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>4 <u>補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を<u>もって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その<u>決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 <u>監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第35条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(営業年度)</p> <p>第36条 当会社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし毎営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</p> <p>(期末配当の基準日)</p>
<p>第37条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第41条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当会社は、取締役会の決議により<u>毎年3月31日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者及び毎年3月31日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として<u>中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(除斥期間)</p> <p>第39条 <u>株主配当金及び中間配当金は、その支払開始の日より満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(除斥期間)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>